

令和元年 8 月 9 日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和元年 8 月 9 日(金)、午前 9 時 30 分 久留米市商工会館 5 階 会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

2番	池田 清茂 委員
3番	池田 龍子 委員
4番	石井 孝雄 委員
5番	稲富 克紀 委員
6番	上村 孝二 委員
7番	内田 洋一 委員
8番	緒方 義範 委員
9番	笠 幸夫 委員
10番	古賀 誠一 委員
11番	古賀 喜治 委員
12番	坂井 康孝 委員
13番	平 壯一 委員
14番	田 中 文 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富松 隆晴 委員
19番	日比生和雄 委員
20番	深川 嘉穂 委員
21番	松延 洋一 委員
22番	馬渡恵美子 委員
23番	森崎 康洋 委員
24番	諸藤 澄夫 委員

欠席委員は次のとおりである。

飯田 三津雄 委員

事務局の出席者は 10 名である。

事務局 おはようございます。

本日の総会にあたりまして、報告をさせていただきます。

本日、現委員数 23 名中 22 名の出席があつておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会が成立していることを報告いたします。

また、本日は傍聴希望者が 1 名いらっしゃいます。

傍聴にあたっては、久留米市農業委員傍聴要領第 1 条第 1 項の規定により、会長の許可が必要となっておりますので、会長に許可を求めたいと思います。お願いします。

議長 本日の第 1 号議案から第 7 号議案について、1 名の方より、傍聴の申し出があつております

1 名の方の傍聴を許可することにしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

「異議無しの声」

議長 はい、それでは、1 名の方の傍聴を許可することにいたします。

事務局 それでは、傍聴者に入室していただきます。

議長 はい、傍聴者の方に確認をいたします。

城島町の*****さんに、間違いはございませんか。

傍聴者 はい。

議長 はい、傍聴者に申し上げます。

本日の傍聴につきましては、第 1 号議案から第 7 号議案までといたします。

議案審議が終了いたしましたら、すみやかに退席をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、8 月の農業委員会総会を開催いたします。

第 1 号議案 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 1 ページをお願いいたします。

第 1 号議案 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転 東部地域 1番から3番までの3件です。

西部地域 4番から4ページ15番までの12件です。

4ページをお願いいたします。

賃借権設定 西部地域 16番 1件です。

使用貸借権設定 西部地域 17番 1件です。

なお、審議番号16番については、下限面積を満たしておりませんが、農地法施行令第2条第3項第1号において、権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものと認められる場合には、例外とするとされています。今回の申請は、ハウスでのイチゴ栽培ということであり、集約的に行われ、少ない面積から大きな収益を上げる場合に該当するものとして、下限面積の例外規定を適用しております。

以上、1番から17番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行っておりましたが、不許可相当に該当しない申請であり審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 はい、事務局からの説明が終わりました。本議案の審議番号16番は、新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について、報告をお願いいたします。

事 務 局 はい、それでは、担当委員の飯田委員様が本日ご欠席とのことですので、代わりに事務局のほうで代読させていただきます。

審議番号16番の案件につきましては、7月31日に飯田農業委員様と山口推進委員様、農業委員会事務局職員において、ヒヤリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人 ****氏は、現在、諏訪野町に住んでおり、今回、宮ノ陣町若松の農地を賃貸借にて借受けて、農業を始める予定です。年齢は40歳です。

営農計画は、ハウスにてイチゴを栽培する計画となっております。

農業経験は、農業大学校にて1年間、栽培技術を学ばれています。

就農後は、北野町、大刀洗町の農家の知人へ相談を行うとのことでした。

農機具については、現在、軽トラック、草刈機を所有されており、今後、耕運機を購入される予定です。

ヒヤリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、市の認定新規就農者の申請も行われていることから、今後の活躍も見込めるものと考えられます。

また、ヒヤリング結果について、8月1日の西部審査会へ報告を行い、問題は無いと判断されております。

以上、審議番号16番について、報告を終わらせていただきます。

議 長 はい、報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員 この方は、他に私の近所のぶどう園を耕作されていますが、この件に関しては、何も出ていないのですね、話の中に。

事 務 局 はい、では、説明させていただきます。
ぶどうの方は15アールほど、今後利用権設定を8月に申請を行い、11月に開始するという形で、書類上は、提出をされるご予定というふうにはなっていますが、今現在はまだ、利用権設定がなされていなくて、今回の3条申請の部分では、イチゴの栽培というところでの、3条申請でしたので、その説明のみをさせていただいたところになります。

委 員 近所で行っているのをわかっていたのですが、貸している方も知り合いで、事情だけは分かっていましたが、「許可申請をする」という話を聞いたのですが、いつの話だろうかと思って、私は興味をもって、待っていたのですが、6月には申請するかどうかのこうと言っていましたなかなか申請がない、ということで、いつの話なのかということで、待っておりました。自分のところも近所でぶどうを行っているのですが、果たして、うまくいくのかな、片や宮ノ陣のイチゴで、片や田主丸の私の近所でそんな遠いところで、事業が出来るのかな。とそのあたりを知りたいと思います。

事 務 局 はい、それでは、事務局の方から補足の説明させていただきます。
確かに、今、ご本人様は諏訪野町に住んでいらっしゃるんですけども、イチゴに関しましては、今回借受けでされてありまして、土地の所有者の方は、宮ノ陣にお住いの方で、農機具とか、農具の拠点は、そちら方の敷地内に置かせてもらうということと、後、田主丸での今後のぶどう栽培に関しましては、申請人の奥様のご実家が山本町にあるということで、その山本町のご実家のところにも農機具等を置くスペースを確保しているということで、ご住所は諏訪野町ということではあるんですが、イチゴまたは今後のぶどうに関しては、比較的近いところに拠点を設けられるということで、報告を受けております。
説明は以上になります。

議 長 よろしいですか。
はい、他にお願いいたします。

委員 はい、審議番号6番について、お尋ねいたします。
6番の現在の所有者、被相続人 持分の2分の1 ****、法定相続人が***
***さんとなっておりますが、これ、まずお尋ねしたいのが、もともとの持ち主*
***さんの持分が2分の1であると言う意味でよろしいのかということと、そ
れから、法定相続人****さんの名前だけがあがっていますが、相続人この方
お一人のみということなのか。そして、持分、後他方の2分の1こちらの関係はど
のようになっているのかをお伺いしたいと思います。

事務局 はい、では説明させていただきます。
この対象の2筆につきましては、持分の2分の1 ****様が、2分の1を持
っていらっしゃいますが、残りの2分の1は、譲受人である****様が共有と
いうことで2分の1所有をされています。また、法定相続人ですが、相続関係を確
認した結果、****様の法定相続人はこの****様お一人というところを
確認させていただいております。以上です。

議長 はい、他にございませんか。

「無しの声」

議長 はい、他に質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決を
いたします。

「第1号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 はい、ありがとうございます。
全員挙手により、「第1号議案」は、可決されました。
つづきまして、第2号議案 「農地法第4条の規定による許可申請について」を議
題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 5ページをお願いいたします。
第2号議案 「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請
書が提出されましたので付議いたします。
西部地域 1番、2番の2件です。
1番 申請地 安武町住吉 田 452㎡の内121㎡、
申請理由 申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

2番 申請地 三潞町玉満 田 643 m²、
申請理由 申請地に農家住宅を建築するものです。
以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、西部審査会から報告をお願いいたします。

委員 はい、それでは、西部審査会から報告いたします。
審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーも1番です。
転用目的は自己用住宅の敷地として拡張するものですが、すでに施工済みでしたので始末書付きの申請となっております。
申請地は、安武小学校から南へ約300メートル、西鉄安武駅から西へ約1.3キロメートルのところに位置しています。
農地区分については、10ヘクタール以上の広がりがある区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が、既存敷地の拡張であり、特別な立地条件を必要とする事情でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。
雨水排水につきましては、溜め枡を経由して北側の道路側溝へ排水されます。
汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。
被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。
次に審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーも2番です。
転用目的は、農家住宅を建築するものです。
申請地は、西鉄犬塚駅から北西へ約700メートル、三潞総合支所から南西へ約700メートルのところに位置しています。
農地区分については、西鉄犬塚駅からおおむね750メートル(宅地化率40.73パーセント)の区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。
雨水排水につきましては、溜め枡を経由して南側の水路へ排水されます。
汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して、南側の水路へ排水されます。
被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。
これら全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議の程、よろしくお願いたします。以上です。

議 長 はい、審査会からの報告が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決いたします。「第2号議案」について、賛成の方は挙手をお願いします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。全員挙手により、「第2号議案」は可決されました。つづきまして、第3号議案「農地転用計画変更承認申請について」でございますが、審議番号1番は、次の第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」と関連がある案件でございますので、関連案件とそれ以外に分けて審議し、審議番号1番は第4号議案と一括して議題といたします。それでは、「第3号議案のうち、審議番号2番について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページをお願いします。
第3号議案「農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので、付議いたします。
西部地域 2番1件です。
2番 申請地 三潞町西牟田 田 2筆 計3,427 m²の内1,830 m²、
申請理由 施工期間を変更するものです。
変更内容 施工期間を許可日から令和元年7月31日だったものを許可日から令和2年2月28日までに変更するものです。こちらにつきましては、平成31年4月16日付けにて、5条許可がなされたものです。
以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いします。

「無しの声」

議長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決いたします。
第3号議案 「審議番号2番」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 はい、全員挙手により、第3号議案 「審議番号2番」は可決されました。
つづきまして、第3号議案 「審議番号1番」、第4号議案 「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 6ページをお願いいたします。
第3号議案 「農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域 1番1件です。

1番 申請地 北野町今山 畑 3筆 計422㎡、

申請理由 転用事業者及び転用目的を変更するものです。

変更内容 事業主を*****氏から*****氏へ、事業内容を自己用住宅から敷地拡張による露天資材置場に変更するものです。

こちらにつきましては、昭和62年10月30日付け、及び平成12年3月31日付けにて、5条許可がなされたものです。第4号議案 4番と関連案件となります。

つづきまして、7ページをお願いいたします。

第4号議案 「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1番から9ページ8番までの8件です。

1番 申請地 善導寺町飯田 畑 2筆 計1,268㎡、

申請理由 申請地を取得し、露天駐車場の敷地を拡張するものです。

2番 申請地 善導寺町木塚 畑 269㎡、

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

3番 申請地 田主丸町殖木 田 553㎡、

申請理由 申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

農地区分は、農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

8ページをお願いいたします。

4番 申請地 北野町今山 畑 3筆 計422㎡

申請理由 申請地を取得し、露天資材置場の敷地を拡張するものです。
こちらの案件につきましては、第3号議案 1番と関連案件となります。

5番 申請地 北野町中 田畑 3筆 計300㎡、

申請理由 申請地を取得し、建売住宅(3戸)を建築するものです。
農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6番 申請地 北野町中 畑 2筆 計184㎡、

申請理由 申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。
農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

こちらの案件につきましては、農地法第4条による同時許可となっております。

7番 申請地 北野町中 畑 90㎡、

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅の敷地を拡張するものです。
農地区分は、第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

9ページをお願いいたします。

8番 申請地 北野町中 田 651㎡、

申請理由 申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。
農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

西部地域 9番から10ページ15番までの7件です。

9番 申請地 荒木町白口 田 395㎡、

申請理由 申請地を借り受けて、露天駐車場として利用するものです。

10番 申請地 荒木町藤田 畑 1,532㎡、

申請理由 申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。

11番 申請地 大善寺町夜明 田 2筆 計565㎡、

申請理由 申請地を借り受けて、露天駐車場として利用するものです。

12番 申請地 安武町住吉 田 452㎡の内331㎡、

申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。
農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10ページをお願いいたします。

13番 申請地 三潞町高三潞 田 990㎡、

申請理由 申請地を取得し、建売住宅(5戸)を建築するものです。
農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

14番 申請地 三瀨町高三瀨 田畑 2筆 計94.41㎡、
申請理由 申請地を取得し、宿舍の敷地を拡張するものです。
こちらの案件につきましては、農地法第4条による同時許可となっております。
15番 申請地 三瀨町高三瀨 田 4筆 計1,500㎡、
申請理由 申請地を取得し、建売住宅(7戸)を建築するものです。
農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、
不許可の例外規定を適用しております。
なお、審議番号15番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。
以上で説明を終わらせていただきます。

議長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたい
と思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。
第3号議案 審議番号1番の報告は、第4号議案の説明の中で、あわせてお願いを
したいと思います。

委員 はい、それでは、東部審査会からまいります。
審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは5番です。
転用目的は、露天駐車場の敷地を拡張するものです。
申請地は、善導寺小学校から北東へ約790メートル、大橋小学校から南西へ約2.4
キロメートルのところに位置します。
農地区分については、おおむね10ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地
で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。
雨水排水につきましては、自然流下で北西側の水路へ排水します。
汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。
被害防除につきましては、北側は法面施工を行い、東側はL型擁壁、南側はコンク
リートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。
つづきまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは6番です。
転用目的は、自己用住宅を建築するものです。
申請地は、道の駅くるめから北西へ約470メートル、久留米筑水高校から北東へ約
2.1キロメートルのところに位置します。
農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500メ
ートル以内に2つの病院がある農地でありますので、第3種農地に該当すると判断
しております。
雨水排水につきましては、集水枡を通じて西側の水路へ排水します。
汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設されている市下水道管へ接続さ
れます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 3 番について説明いたします。地図ナンバーは 7 番です。転用目的は、公共下水道事業に伴い、露天資材置場として、一時的に利用するものです。

申請地は、田主丸総合支所から北東へ約 1 キロメートル、船越小学校から南西へ約 1.4 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、農用地区域内にある農地ではありますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で南側の水路へ排水します。

汚水につきましては、汲み取り式で処理され、生活雑排水は、発生しません。

被害防除につきましては、土留めを行い、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 4 番について説明いたします。地図ナンバーは 8 番です。

転用目的は、露天資材置場の敷地を拡張するものです。

申請地は、北野総合支所から西へ約 700 メートル、古賀茶屋駅から東へ約 1.1 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、西側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、法面施工を行い、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 5 番について説明いたします。地図ナンバーは 9 番です。

転用目的は、建売住宅(3 戸)を建築するものです。

申請地は、北野小学校から北へ約 1 キロメートル、大城駅から北西へ約 2.2 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、東側にある集水枡を通じて水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽で処理され、同じく東側の水路へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 6 番について説明いたします。地図ナンバーは 10 番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものですが、すでに施工済みでしたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、北野小学校から北へ約 1.7 キロメートル、大城駅から北西へ約 2.9 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地がありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、西側にある側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 7 番について説明いたします。地図ナンバーは 11 番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものですが、すでに施工済みでしたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、北野小学校から北へ約 1.7 キロメートル、大城駅から北西へ約 2.9 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地がありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業に該当しますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、西側にある側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽で処理され、同じく西側の水路へ排水します。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 8 番について説明いたします。地図ナンバーは 12 番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものです。

申請地は、北野小学校から北へ約 900 メートル、大城駅から北西へ約 2.1 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地がありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、南側にある水路へ排水します。

汚水は、汲み取り式で、生活雑排水は、発生しません。

被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件につきまして、排水承諾書等、添付書類を確認しております。以上 8 件につきまして、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議の程、よろしくお願いたします。

委員 はい、次に西部審査会から報告いたします。

審議番号 9 番について説明いたします。地図ナンバーは 13 番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、JR 荒木駅から北へ約 700 メートル、白鳥保育園から東へ約 700 メートルのところに位置しています。

農地区分については、おおむね 10 ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号 10 番について説明いたします。地図ナンバーは 14 番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものです。

申請地は、荒木中学校から南東へ約 500 メートル、上津小学校から南西へ約 2.7 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、おおむね 10 ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号 11 番について説明いたします。地図ナンバーは 15 番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、西鉄大善寺駅から南へ約 500 メートル、三瀧小学校から北東へ約 1 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、西鉄大善寺駅からおおむね 500 メートルの区域内にある農地であり、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、地下浸透。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号 12 番について説明いたします。地図ナンバーは 16 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、安武小学校から南へ約 300 メートル、西鉄安武駅から西へ約 1.3 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地がありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜め枡を経由して、東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号 13 番について説明いたします。地図ナンバーは 17 番です。

転用目的は、建売住宅(5 戸)を建築するものです。

申請地は、三潞小学校から東へ約 100 メートル、三潞総合支所から北へ約 700 メートルのところに位置しています。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地がありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、新設する溜め枡を経由して、北側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して、北側の道路側溝へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号 14 番について説明いたします。地図ナンバーは 18 番です。

転用目的は、宿舍の敷地を拡張するものです。

申請地は、三潞小学校から西へ約 700 メートル、三潞総合支所から北西へ約 1.4 キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第 3 種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、自然流下。

汚水・生活雑排水につきましては、汲み取り式で処理されます。

被害防除については、既設のコンクリートブロックで、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号 15 番について説明いたします。地図ナンバーは 19 番です。

転用目的は、建売住宅(7戸)を建築するものです。

申請地は、三瀧小学校から西へ約900メートル、三瀧高等学校から北東へ約2キロメートルのところに位置しています。

農地区分については、第3種要件および第2種要件に該当せず、特定土地改良事業の施工の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜め枡を設置して、西側の水路および南側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して、西側の水路および南側の道路側溝へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上7件について、担当地区の農業委員および推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議の程、よろしくお願いたします。以上です。

議 長 はい、報告が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、お願をいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。
なお、裁決にあたりましては、「第3号議案 審議番号1番」と「第4号議案」に分けて、採決いたします。
それでは、「第3号議案 審議番号1番」について、賛成の方は挙手をお願いたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。
全員挙手により、「第3号議案 審議番号1番」は可決されました。
つづきまして、「第4号議案」について、賛成の方は挙手をお願いたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。
全員挙手により、「第4号議案」は可決されました。
なお、審議番号15番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。
つづきまして、第5号議案 「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 11ページをお願いいたします。
第5号議案 「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので、付議いたします。
1番 1件です。
1番 申請人 野中町 ****、経営面積 36,556 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。
以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、お願いします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。
「第5号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。
全員挙手により、「第5号議案」は可決されました。
つづきまして、第6号議案 「久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお願いいたします。
第6号議案 「久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので、付議いたします。

第2区 1番、2番の2件です。

1番 所在地 田主丸町竹野 田 4,654 m²、推進機構への売渡しとなります。

2番 所在地 田主丸町野田 田畑 4筆 計 4,648 m²、推進機構への売渡しとなります。

第4区 3番から13ページ4番までの2件です。

3番 所在地 城島町浮島 田 4筆 計 7,989 m²、推進機構からの買入となります。

13ページをお願いいたします。

4番 所在地 城島町西青木 田 5,686 m²、推進機構からの買入となります。

第5区 5番から14ページ8番までの4件です。

5番 所在地 三漕町生岩 田 2筆 計 2,472 m²、推進機構への売渡しとなります。

6番 所在地 三漕町高三漕 田 782 m²、推進機構への売渡しとなります。

7番 所在地 三漕町高三漕 田 1,079 m²、推進機構への売渡しとなります。

14ページをお願いいたします。

8番 所在地 三漕町生岩 田 2筆 計 4,725 m²、推進機構への売渡しとなります。

以上、1番から8番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていることを報告いたします。

以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、お願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。
「第6号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 はい、ありがとうございます。
全員挙手により、「第6号議案」は可決されました。
よって久留米市長あて、通知いたします。
つづきまして、第7号議案 「農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく別段の面積の設定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 15 ページをお願いいたします。

第 7 号議案 「農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づく別段の面積の設定について」、空き家に付属する農地指定申請書が提出されたので、付議いたします。
東部地域 1 番 1 件です。

1 番 所在地 草野町草野 畑 3 筆 計 1,023 m²、別段面積 10.23 アールです。
別段面積は要綱上、下限面積の単位をアールで設定することとなっておりますので、10.23 アールとしております。

空き家の所在地 草野町草野 331 番地 1 であり、農地に隣接しております。地図ナンバー 20 番になります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決いたします。
「第 7 号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 はい、ありがとうございます。
全員挙手により、「第 7 号議案」は可決されました。
傍聴の方をお願いをいたします。議案終了いたしましたので、退席をお願い申し上げます。

はい、つづきまして、報告事項に入ります。

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理の専決について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理の専決について

報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 4 号 土地改良事業参加資格交替について

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから、質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑ございませんか。

「無しの声」

- 議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
従いまして、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。
つぎにお諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ございませんか。

「異議無しの声」

- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。
久留米市農業委員会会議規則 第10条 第2項の規定により

4番 石井 孝雄 委員
16番 手島 富士雄 委員 をお願いいたします。

以上を持ちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。